

ユビキタス環境制御システム研究会 定款

第1章 総則

第1条(名称) 本会は「ユビキタス環境制御システム研究会(略称:UECS研究会)」と称する。

第2条(事務局) 本会に以下の事務局を設ける。

1. つくば事務局(規格管理・技術認定) (独)農業・食品産業技術総合研究機構野菜茶業研究所植物工場内(〒305-8666 茨城県つくば市観音台3-1-1)
2. 名古屋事務局(会員管理・経理) 一般社団法人ALFAE内(〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-24-8 三立ビル3F)

第2章 目的および事業

第3条(目的) 本会は、施設園芸を始めとした農業の自動化・情報化の推進を目標として、ユビキタス環境制御システム(以下、UECS)の開発、改良、広報を目的とする。

第4条(事業) 本会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

1. UECS規格の研究、開発、改良。
2. UECS規格の広報活動。
3. 上記に関わる一切の事業。

第3章 会計

第5条(収入) 本会の収入は次の通りとする。

1. 会員の納入する会費。
2. その他の収入。

第6条(決算) 本会の決算は、事業年度の終了後6ヶ月以内に監査役の監査を受け、会員に報告する。

第7条(事業年度) 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員・顧問

第8条(役員) 本会には以下の役員をおく。

1. (役職名および定員) 会長1名、副会長1名、監査役1名、理事若干名とする。理事には担当する業務名を付記する。理事の人数は会員数の1/5を上限とする。ただし、特別会員推薦の理事は人数制限から除外する。
2. (役員の職務) 会長は会を代表する。副会長は会長を補佐する。監査役は会計を監査する。理事は、会の目的および事業について責任ある立場でこれらを推進する。
3. (任期) 原則として2年とし、再任は妨げない。任期は、選出された事業年度の総会の翌日に始まり、任期を越えた事業年度の総会の日で終わる。
4. (選出方法) 役員は会員の推薦または立候補による候補者を、総会の多数決の承認で選出する。ただし、特別会員推薦の理事候補者は、総会の過半数の否認がないことをもって選出する。
5. (役員の罷免) 会員数の3分の2を超える罷免要求の署名により、役員は罷免される。役員が補充されるまで、他の役員がこれを補う。
6. (役員の制限) 監査役は、事務局を担当する理事とは別組織の者とする。

第9条(顧問) 会の運営に関して、役員の推薦により有識者を顧問とすることができる。

第10条(運営細則) 前記規定以外の運営の細則は、必要に応じて別に定める。

第5章 総会および役員会

第11条(総会) 総会は、会員の意見を集め、最終的な意思決定を目的として開催される。会長は、事業年度の中で、最低1回の総会を招集しなければならない。総会は、出席者および委任状が会員数の過半数に達した場合に成立する。

第12条(役員会) 監査役を除く役員は、必要に応じて役員会を開催できる。構成員は、監査役を除く

役員とする。役員会は、電子メールによる討議に代えることができる。

第6章 会員および会費

第13条(会員区分)

会員には、次の種類を設ける。

1. 特別会員:企業、機関および組織を対象とし、正会員の権利に加え、理事を推薦して会の運営に関与し、規格の拡充・管理について意見を出すことができる。
2. 正会員:企業、機関および組織を対象とし、技術の供与を受け、UECSの商標を付けた製品を製造・販売できる。
3. 個人会員:個人を対象とし、技術の供与を受け、システムの試作・評価ができる。

第14条(入会と退会)

1. 入会希望者は入会申込書を事務局に提出し、役員会での承認のうえ、入会できる。強制退会歴など、相当の理由が認められる場合、入会を拒否することができる。
2. 退会希望者は、事務局に退会を希望する文書を提出し、未納会費を清算して退会できる。
3. 2年を超えて会費を滞納した会員については、役員会の承認を経て、強制退会させることができる。

第15条(会費) 会費は次の様に定める。

1. 特別会員: ¥100,000/年
2. 正会員: ¥20,000/年
3. 個人会員: ¥3,000/年

第7章 規格遵守・守秘義務

第16条(規格の遵守)

1. 会員は、会が定める規格を遵守し、規格に則った製品を提供しなければならない。
2. 会員は、会員に限定して提供された情報を、会員以外に漏えいしてはならない。
3. 会員に限定して提供された情報、および、これから生成された二次情報を、退会後に利用してはならない。また、退会時に、バックアップを含め、

当該のすべての情報を完全に破棄しなければならない。

4. 規格遵守・守秘義務に違反し、警告に対しても改善しない場合は、会長は役員会に諮り承認の上、該当会員を強制退会させることができる。また、退会後に、法的権利に基づき損害賠償等の請求を行うことができる。

第8章 部会

第17条(部会) 本会の目的及び事業に関連した特定の分野における検討を推進するために部会を設置することができる。

第18条(設置と解散) 以下の方法による。運営細則については、必要に応じて別途定める。

1. (設置) 2名以上の会員から、部会名、内容、設置理由についての申し出が文書で出され、役員会で異議が出なければ、部会長を定め、部会を設置することができる。
2. (解散) 部会長は、役員会に理由を付した文書を提出することにより、部会を解散できる。

第9章 改定

第19条(改定) 本定款の改定は、総会での過半数の賛成で成立する。

2006年07月18日 成立
2009年11月09日 改定
2010年09月15日 改定
2011年06月28日 改定
2012年06月29日 改定
2018年06月30日 改定